

令和 8（2026）年度 大規模災害時における支援物資物流体制の強化に関する
調査・検討業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が委託する「令和 8（2026）年度 大規模災害時における支援物資物流体制の強化に関する調査・検討業務」（以下「本業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和 8（2026）年度 大規模災害時における支援物資物流体制の強化に関する調査・検討業務

2 業務の目的

過去の全国における大規模災害では、大量に送られてくる支援物資が滞留するなどの混乱が発生してきた。その大きな要因としては、支援を受ける側で適切な物資拠点の確保できなかったことや専門的な知識や経験を持たない自治体職員が、物資拠点の運営を行ったことなどがあげられている。

また、災害用備蓄については、簡易ベッド・パーティション等の備蓄ニーズが増大する一方、主要な保管場所となっている公有施設のみでは対応しきれないことや、食糧等については、定期的な更新費用が自治体の負担になっていることなどの課題がある。

これらを踏まえ、甲では、大規模災害時における支援物資物流の課題を、「災害用備蓄」、「物資拠点の確保」及び「物流全体の最適化」の 3 項目に整理し、『「必要なときに」、「必要な場所へ」、「必要な量の」支援物資を被災者のもとへ円滑・確実に届けるため、市町（栃木県内の 25 市町をいう。以下同じ。）の区域を越えて、甲・市町が保有する公有施設、民間施設、民間ノウハウを最大限活用し、県全体の最適化を図る』という方針のもと、各項目における課題解決に取り組むこととした。

令和 8（2026）年度においては、上記の 3 項目のうち、「災害用備蓄」及び「物資拠点の確保」の 2 項目について、課題解決に向けた具体的な調査・検討に取り組むものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和 9（2027）年 3 月 19 日（金）まで

4 目指す将来像

甲が目指す将来像は、以下の（1）及び（2）のとおりである。

目指す将来像は、それを実現するための諸条件が揃った場合に達成される理想像であり、現実には、実現の妨げとなる諸要素が存在することが想定される。

本業務においては、目指す将来像の実現を強く志向しつつも、その妨げとなる諸要素、調査・検討の結果及び浮き彫りになった諸課題などの実状も踏まえた上で、物流の実務及

び本県の地域特性に則し、甲、市町及び関係機関が有する災害時応援協定等の既存ネットワークも考慮・有効活用した具体的かつ実効性のある支援物資物流体制を構想することが肝要である。

乙は、目指す将来像及び実状を踏まえた支援物資物流体制の構想について、甲と認識を同じくし、本業務に取り組むものとする。なお、本業務において想定する大規模災害は、国のプッシュ型支援が実施される規模の災害とする。

(1) 災害用備蓄関係

- ・ 「民間活力活用型備蓄」への転換

(2) 物資拠点の確保関係

- ・ 既存の支援物資物流体制や物資拠点にとらわれず、甲・市町の垣根を超えて、想定される物資量に対応可能な物資拠点を確保
- ・ 民間物流施設の効果的な活用

※ (1) 及び (2) の概念については、別紙1「目指す将来像の概念図」及び別紙2「民間活力活用型備蓄の概念図（一例）」を参照。

5 業務内容

(1) 災害用備蓄関係

ア 現状把握調査の実施

(ア) 目的

災害用備蓄には、国のプッシュ型支援が十分に流通するまでの間の被災者の生活維持に非常に重要な役割がある。

一方、多くの課題が内在しているため、正確な現状分析に基づき、本県を取り巻く課題を分析・抽出の上、物流の実務に即した、具体的かつ実効性のある備蓄の方針を見出す必要がある。

本調査は、上記のための基礎的資料を得ることを目的に実施する。

(イ) 実施内容

- a 災害用備蓄に係る本質的な課題の抽出に資する調査項目及び問を設定の上、調査を実施し、その結果をとりまとめること。なお、以下の調査項目については、必ず調査を実施すること。

〈必須調査項目〉

- ① 国のプッシュ型支援の状況
- ② 国の現物備蓄・流通備蓄の状況
- ③ 市町の現物備蓄・流通備蓄の状況
- ④ 国及び市町の備蓄に関する今後の動向

(現物備蓄の買い増し、流通備蓄の活用推進など)

- b 上記 a の結果を踏まえ、本県を取り巻く課題の分析・抽出を実施し、その結果をとりまとめること。

c 上記 a 及び b の結果を踏まえ、物流の実務に則した、具体的かつ実効性のある改善策をとりまとめること。

(ウ) 成果物の提出期限

令和 8 (2026) 年 9 月 30 日 (水) まで

イ 民間活力活用型備蓄に関する調査の実施

(ア) 目的

民間活力活用型備蓄は、多くのメリットが謳われている一方、新たな取組であることから、まだごく一部の自治体の備蓄の一部で導入されているのみである。

このため、他自治体の先進事例・好事例を調査・検証し、本県及び近隣県における企業立地状況等の本県の地域特性及び費用対効果の観点も踏まえ、本県においても実現可能性のある民間活力活用型備蓄のスキーム、品目、連携することが望ましい企業・団体等について検討・把握することを目的に本調査を実施する。

(イ) 実施内容

a 民間活力活用型備蓄の活用可能性について調査を実施し、その結果をとりまとめること。なお、以下の調査項目については、必ず調査を実施すること。

〈必須調査項目〉

- ① 他自治体の先進事例・好事例
- ② 本県及び近隣県における企業立地状況等の本県の地域特性
- ③ 民間活力活用型備蓄への転換によるコスト削減効果

b 上記 a の結果を踏まえ、本県においても実現可能性のある民間活力活用型備蓄のスキーム、品目、連携することが望ましい企業・団体等について調査・検討し、助言をとりまとめること。

c 上記 a、b 及び新たな「栃木県地震被害想定調査」の結果(令和 8 (2026) 年 7 月修正予定)などを踏まえ、「栃木県災害用備蓄に関する方針」(令和 6 (2024) 年 3 月策定。以下「備蓄方針」という。)の改正(令和 9 (2027) 年度に実施予定。)に向け、効果的・効率的な民間活力活用型備蓄のあり方や備蓄方針改正のポイントなどについて分析・検討し、助言をとりまとめること。

(ウ) 成果物の提出期限

令和 9 (2027) 年 3 月 19 日 (金) まで

(2) 物資拠点の確保関係

ア 調整会議の資料作成及び説明等

(ア) 目的

実効性のある支援物資物流体制を構築するためには、甲、市町及び関係機

関が一丸となって構想の策定に取り組む必要がある。

このためには、各関係主体との緊密な情報共有、認識の共通化、意見交換及び協議などの実施が必須であり、これらの機会を確保するため、調整会議を実施する。

(イ) 実施内容

調整会議は甲が主催し、市町及び関係機関の参加のもとに開催する。

調整会議は、2回以上開催するものとし、甲乙協議の上、必要に応じて開催回数を増やすことも検討する。なお、開催する調整会議のうちの2回については、以下の時期及び内容で実施する。

乙は、本業務の一環として実施した調査・分析・検討の内容・結果などについて、説明資料を作成し、出席者に説明すること。

〈必須実施会議の時期と内容〉

○ 調整会議 1

開催時期：令和 8（2026）年 4 月下旬

内容：① 事業内容の説明

② 事業内容の認識の共通化

③ 事業内容に関する意見交換、協議

○ 調整会議 2

開催時期：令和 8（2026）年 9 月下旬

内容：① 物資拠点の確保に関する構想（5の（2）のエで詳述。）の素案の提示

② 物資拠点の確保に関する構想の素案に関する意見交換、協議

イ 物資拠点の条件整理と公有施設・民間物流施設の現状把握調査の実施

(ア) 目的

活用可能な公有施設が不足している現状を踏まえると、未開拓の公有施設や民間物流施設を、いかに効果的に活用できるかが重要である。

上記の可能性を最大化するため、既存の支援物資物流体制や物資拠点にとらわれず、施設所有者・管理者の協力の可能性等の把握までを含めて、公有施設や民間物流施設の活用可能性を幅広く調査・把握することを目的に本調査を実施する。なお、「施設所有者・管理者の協力」については、さまざまな形態が想定されるが、災害時応援協定の締結等の方法により、平時においては自治体の側に費用負担が生じない形態を基本とする。

(イ) 実施内容

a 物資拠点に求められる条件（立地、面積、耐荷重、機能、フォークリフト使用可否、設備、搬出入経路、交通警備員の有無など）を整理すること。なお、条件の整理に当たっては、市町及び関係機関に対して意見

照会を実施し、提出された意見に関しては、内容を精査の上、必要に応じて条件に反映すること。

b 上記 a で整理した条件を踏まえ、甲及び市町が保有する公有施設について、その立地、スペック及び物資拠点としての活用に関する施設所有者・管理者の協力の可能性等に係る調査を実施し、その結果をとりまとめるとともに、物資拠点としての活用可能性のある公有施設を抽出すること。

c 上記 a で整理した条件を踏まえ、本県及び本県の周辺に立地する民間物流施設について、その立地、スペック及び物資拠点としての活用に関する施設所有者・管理者の協力の可能性等に係る調査を実施し、その結果をとりまとめるとともに、物資拠点としての活用可能性のある民間物流施設を抽出すること。

ウ 物資拠点可能性施設実地調査の実施

(ア) 目的

5の(2)のイの(ア)に同じ。

(イ) 実施内容

5の(2)のイの結果を踏まえ、物資拠点可能性施設(5の(2)のイの(イ)のb及びcの結果として抽出された「物資拠点としての活用可能性のある公有施設及び民間物流施設」をいう。)について、実地において調査を実施し、機能・運用の両側面から評価の上、その結果をとりまとめること。なお、実地調査の実施に当たっては、施設職員へのヒアリングなどの方法により、5の(2)のイの調査だけでは把握できない物資拠点可能性施設の実態の把握に努めること。

エ 物資拠点の確保に関する構想の策定

(ア) 目的

被災者のもとに支援物資を円滑・確実に届けるためには、甲・市町の垣根を超えて、甲・市町が保有する公有施設、民間施設、民間ノウハウを最大限活用し、県全体の最適化を図りつつ、物流の実務及び本県の地域特性に則した、具体的かつ実効性のある支援物資物流体制を構築する必要がある。

このためには、平時から物資拠点の確保に取り組むことが重要であり、本構想の策定は、甲・市町が行う物資拠点の確保に関する今後の取組の資となるべきことを目的に実施する。

(イ) 実施内容

5の(2)のイ・ウの結果及び5の(2)のアの(イ)の調整会議2における意見交換、協議の結果を踏まえ、物資拠点の確保に関する構想をとりまとめること。なお、とりまとめに当たっては、4の(2)及び上記(ア)の内容を十分に踏まえること。

(ウ) 成果物の提出期限

- ・ 物資拠点の確保に関する構想の素案：令和8（2026）年9月15日（火）まで
- ・ 物資拠点の確保に関する構想：令和8（2026）年10月30（金）まで

6 業務実施体制

(1) 打合せ協議等

乙は、本業務の主要な区切りにおいて、調査・分析・検討の内容・結果などを整理し、甲と打ち合わせるものとする。なお、打合せ回数は、甲と乙が協議の上、決定するものとする（オンラインも可。）。

この際の記録の作成は、乙が行うものとする。

(2) 進捗管理等

乙は甲に対し、業務計画スケジュールを示し、適宜、進捗報告を行うものとする。

(3) 業務担当者等

乙は甲に対し、契約締結後、速やかに業務担当者を報告すること。業務担当者に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(4) 連絡体制

乙は、緊急時の連絡体制を確保し、甲に対し、連絡体制図を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

7 成果物

本業務の成果物は、以下のとおりとする。なお、紙媒体による場合は、日本工業規格A4版、簡易製本、単色刷りを原則とすること。ただし、図表等については、日本工業規格A3版、カラー印刷等、適宜、上記によらない形式で提出すること。提出書類等の各々の提出期限及び必要部数については、甲の指定による期限を厳守しなければならない。

乙は、成果品として提出した電子データが正しく表示されないその他不適当な入力が発見された場合には、所要の補修作業を行うこととする。また、電子データは、電子媒体（DVD-R等）により納品するものとする。

(1) 完了報告書（紙媒体1部、電子データ一式）

(2) 本業務の遂行過程で取得し、または作成した資料（電子データ一式）

8 その他

(1) 業務成果物（著作権及び使用权を含む。）は、全て甲に帰属する。

(2) 乙が本業務を実施するに当たっては、関係法令を順守し、甲と協議を重ねながら、適正に履行すること。

(3) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた事項は、甲乙協議のもと業務を進めるものとする。

また、甲は契約期間中のいつでも、業務状況について、乙に対して報告を求める

ことができるものとする。

- (4) 本仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲乙協議の上、仕様書の内容を一部変更することができるものとする。
- (5) 乙が本業務を実施するに当たって取り扱う個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づいて取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (6) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上、当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

9 問合せ先

栃木県危機管理防災局危機管理課災害対策担当

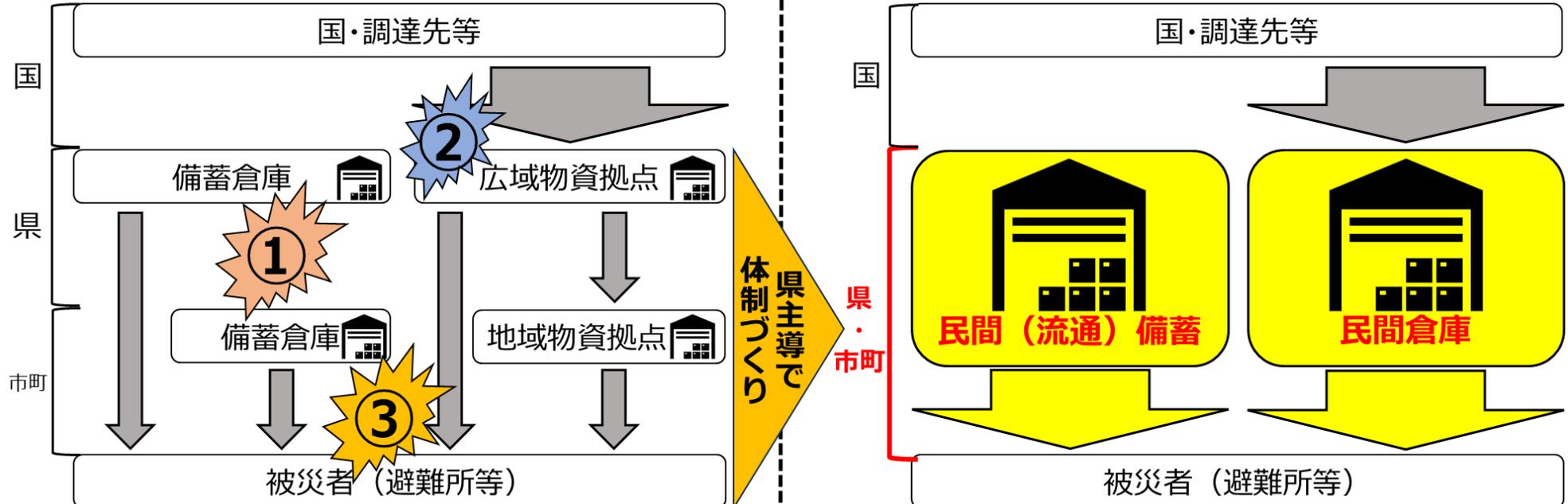
電話：028-623-2136

別紙1 目指す将来像の概念図

民間活力を最大限活用することにより、支援物資物流体制における県・市町の課題を解決

現状

将来像（理想像）



【① 災害用備蓄】

- 増大する物資ニーズ
→避難所開設当初から必要となる簡易ベッド・パレティン、生理用品や乳幼児用品など
- 保管場所・必要な備蓄の不足
→公有施設には限りがあり、保管場所不足が常態化。スペースの制約で必要な備蓄が確保困難
- 更新のコスト
→飲食物等、保存期限があるものは更新する必要があり、金銭的・人的コストも増大

【② 物資拠点の確保】

- 想定最大避難者数に対して必要な広域物資拠点の面積
→17万人／18,000㎡
- 広域物資拠点の現状
→カンスタ倉庫以外の拠点候補地は都市公園であり、屋根・壁がなく、物資保管に不適
- 地域物資拠点の現状
→体育館・公民館等が多数のためフォークリフトが使用不可など、拠点としてのスペックが低い

【③ 物流全体の最適化】

- 自治体職員による初動対応
→能登半島地震では、発災9日目から民間委託となったが、物資の再配置等余計な業務が発生
- 輸送車両の割当
→輸送車両の割当を想定しておかないと取合いが発生
- 図上訓練
→図上での想定訓練の実施に留まる

【民間（流通）備蓄の活用】

- 多様なニーズにも柔軟に対応可能
- さらなる保管場所の確保は不要
- 更新が不要（保管料等は発生の可能性あり）

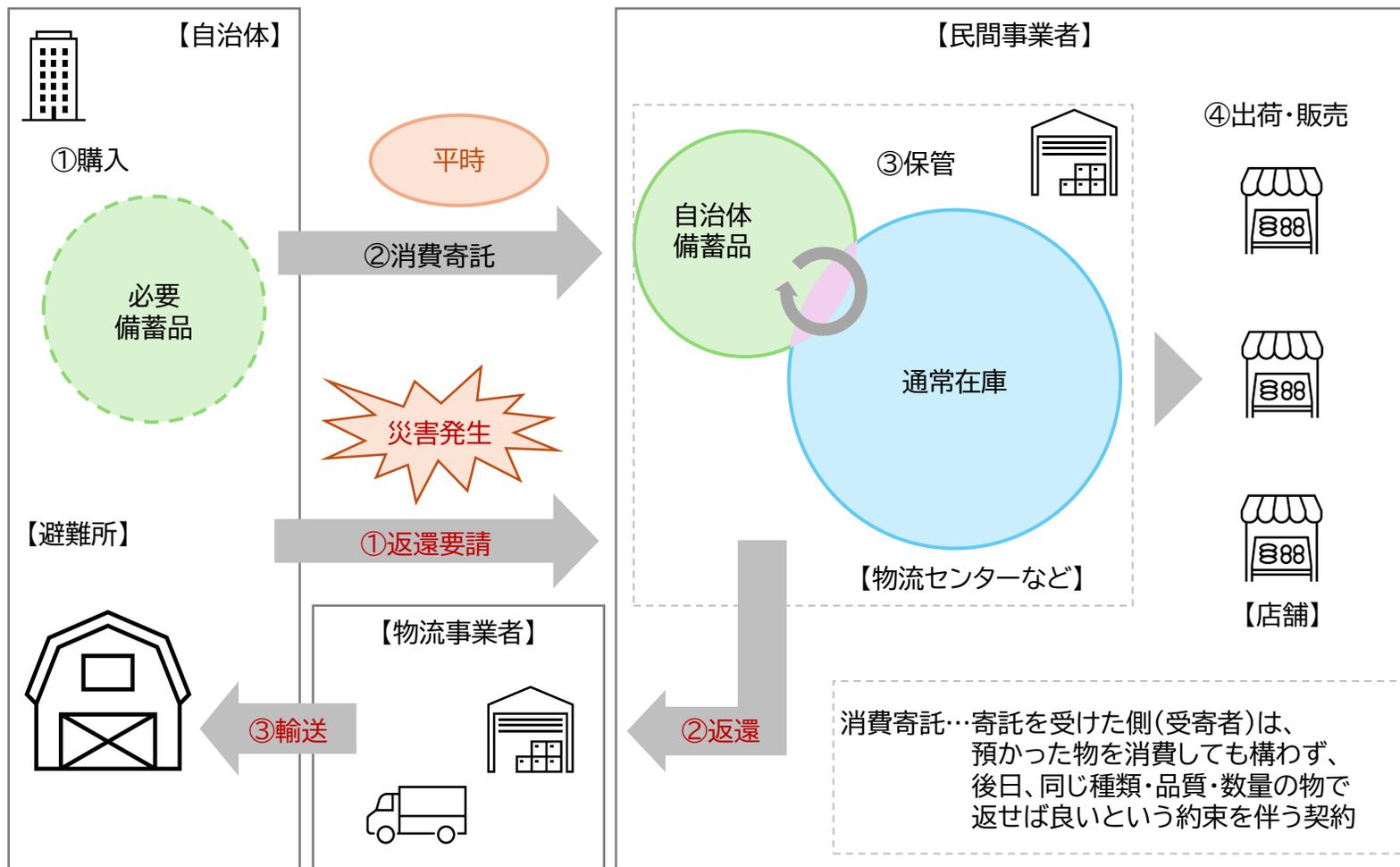
【民間倉庫の効果的な活用】

- 想定される物資量に対応可能な面積を確保
- 物資量に応じた柔軟な対応が可能
- 高スペックの拠点の確保が可能

【物資拠点の運営～輸送における物流事業者の積極的な活用】

- 初動期からの物流事業者の参画により物資拠点を円滑に運営
- 輸送車両の配分の最適化 → 物資輸送の効率化
- 発災後、速やかに実動パレティンが機能するよう、継続的に実動訓練を実施

別紙2 民間活力活用型備蓄の概念図(一例)



【概要】

- ・ 自治体が必要な備蓄品を購入し、民間事業者に寄託。
- ・ 平時は、民間事業者が保管し、販売用在庫と合わせて消費。
- ・ 災害発生時は、自治体が返還要請を行い、物流事業者を通じて避難所等へ輸送。